

団体割引 20%適用!!\*1

全飲連組合員の皆様へ

全飲連

交通傷害

普通傷害

共済制度のご案内

交通事故傷害保険・普通傷害保険

《厚生労働省認可団体》  
全国飲食業生活衛生同業組合連合会

\*1 割引の適用につきましては、このパンフレットの中面をご覧ください。

● 年間掛金\*2 わずか **1,000円** から!!

- 万一のケガを通院1日目から補償!!
- 日本国内・国外でのケガを補償!!
- 団体制度ならではの割安な掛金!!
- 日本興亜サポートダイヤルでさらに安心!!

(本年度サービス開始! 詳細はこのパンフレットの的中面でご確認ください。)

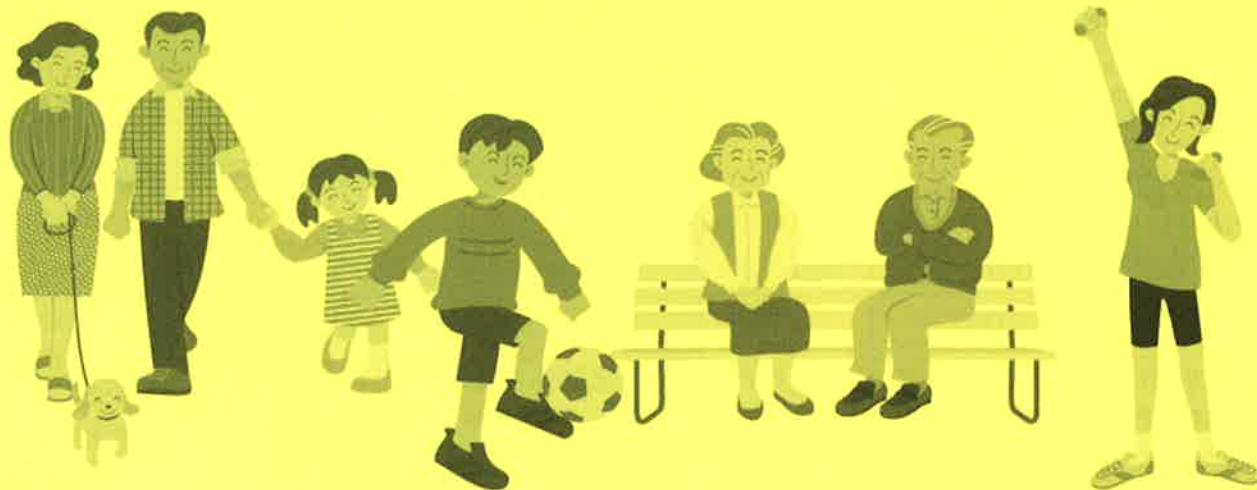
\*2 保険料+制度運営費内訳などについてはP1をご覧ください。

平成25年10月1日以降にご契約期間が開始する契約について、傷害保険の補償内容\*、保険料(およびご契約金額)の改定を行っています。更改に際し、現在ご加入いただいているプランに対応する改定後プランにてご案内しておりますので、必ず本パンフレットをご確認いただき、お申し込みくださるようお願いいたします。

\*従来、お支払いする後遺障害保険金の額は、傷害保険独自に定めた後遺障害保険金支払区分表(3%~100%)に基づいて算出していましたが、この支払区分表を、政府労災保険に準拠した後遺障害等級表(第14級:4%~第1級:100%)に改定しています。

\*手術保険金について、お支払いの対象となる手術の種類および保険金の額を改定しています。

\*従来より保険金をお支払いしない場合として定めていた「酒酔い運転」について、道路交通法に基づく「酒気帯び運転」にまで拡大します。



ご契約期間: 平成25年10月1日午後4時から  
(保険期間) 平成26年10月1日午後4時までの1年間

申込期間: 9月26日(木)まで  
※全飲連必着

### 【お申込方法】

所属の組合事務所または支部に、新規・継続にかかわらず加入依頼票に必要事項をご記入、ご署名(フルネーム)またはご捺印のうえ掛金を添えてお申し込みください。(自動更改ではありません。継続漏れの無いようお手続きください。)

※加入依頼票はP4の加入依頼票記載例をご確認の上ご記入ください。

# ●補償内容と共済掛金は・・・

## 交通傷害 (交通事故傷害保険)

交通傷害のご加入の型は全てA型となります。

### ケガの補償(こんなときに保険金をお支払いします。)

日本国内・国外を問わず交通事故など\*によるケガを補償します。



<職種区分：なし>

\*「交通事故など」とは次の事故をいいます。

- 乗物(自動車・電車・航空機など)の正規の搭乗装置に乗っている間のケガ
- 乗物にひかれたり、はねられた場合のケガ
- 駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ
- 道路を歩いている間の作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・摂食
- 乗物の火災によるケガ

1口あたりのご契約金額(保険金額)	
死亡	70万円
後遺障害	2.8万円～70万円
入院保険金日額	1,000円
通院保険金日額	400円
年間掛金 (保険料+運営費100円)	1,000円

## 普通傷害A型 (普通傷害保険)

### ケガの補償(こんなときに保険金をお支払いします。)

日本国内・国外を問わず、交通事故だけでなく、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

<職種区分：A職\*>



- 料理中のケガ
- 交通事故などによるケガ
- スポーツ中のケガ
- 工作中的ケガ

1口あたりのご契約金額(保険金額)	
死亡	74.9万円
後遺障害	2.99万円～74.9万円
入院保険金日額	1,000円
通院保険金日額	500円
年間掛金 (保険料+運営費300円)	3,000円

\*普通傷害保険の掛金に含まれる保険料は職種区分A職(料理人、飲食店従業員、給仕従事者、専業主婦、学生、無職の方など)の場合の保険料です。その他職種の方は保険料が異なる場合がありますので取扱代理店までお問い合わせください。

※交通事故傷害保険、普通傷害保険(全加入型)ともに「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましてはP5「団体傷害保険 契約概要のご説明-◎商品の仕組みおよび補償内容など-2、補償内容(手術保険金)」をご覧ください。  
 ※加入口数は交通事故傷害保険と普通傷害保険A型をあわせて被保険者おひとりにつき10口が限度となります。さらに普通傷害B型にご加入いただけますが、ご家族で1口のみのご加入となります。  
 ※上記掛金のうち保険料部分は、前年のご加入者数により決定した団体割引20%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 ※上記掛金は、本制度の運営費(交通事故傷害保険100円、普通傷害保険300円)を含んでおります。制度運営費は本制度募集にあたって発送する費用(パンフレット発送費、電話代など)に使用されます。

## 普通傷害B型 (普通傷害保険)

### ケガの補償(こんなときに保険金をお支払いします。)

日本国内・国外を問わず、交通事故だけでなく、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



#### ●天災(地震・噴火・津波)によるケガも補償!

- 料理中のケガ
- 交通事故などによるケガをして後遺障害が生じた。
- スポーツ中のケガをして入院した。
- 工作中的ケガをして通院した。

### 賠償責任の補償(こんなときに保険金をお支払いします。)

日本国内において、日常生活中に他人にケガをさせたり他人の物をこわしたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。



- 自転車で通行人にぶつかりケガをさせた。
- 水もれをおこし、階下の住民に損害を与えた。

さらに  
安心

#### 賠償事故の示談交渉サービス

日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

【ご注意】 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、この保険と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

### <ご契約金額(保険金額)と年間掛金>

<職種区分：A職\*>

ご加入の型	B1	B2	B3	B4	B5
死亡	100万円	150万円	200万円	270万円	350万円
後遺障害	4万円 ～100万円	6万円 ～150万円	8万円 ～200万円	10.8万円 ～270万円	14万円 ～350万円
入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
通院保険金日額	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
日常生活賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
年間掛金 (保険料+運営費300円)	4,260円	6,880円	9,510円	12,370円	15,350円

\*普通傷害保険の掛金に含まれる保険料は職種区分A職(料理人、飲食店従業員、給仕従事者、専業主婦、学生、無職の方など)の場合の保険料です。その他職種の方は保険料が異なる場合がありますので取扱代理店までお問い合わせください。

**普通傷害B型は1口のみご加入可能です。2口以上のご加入はできませんのでご注意ください。**

#### 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金	被保険者ご本人 (1)
日常生活賠償責任保険金(普通傷害B型のみ)	ご家族全員 (1+2)

- 1 加入依頼票の被保険者(ご本人)欄に記載される方をいいます。
- 2 被保険者ご本人、配偶者およびその他のご親族(被保険者ご本人または配偶者と生計を共にする①同居のご親族 ②別居の未婚のお子様[婚姻歴のない方])をいいます。
- 3 ②に該当しない被保険者ご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、被保険者ご本人が未成年の場合であって、被保険者ご本人に関する事故に限ります。

# 日本興亜サポートダイヤルのご案内

日本興亜サポートダイヤルは、**全飲連 交通傷害・普通傷害 共済制度**にご加入いただいた方であれば  
どなたでもご利用いただける**無料電話相談サービス**です。  
電話番号はご加入後にお届けする加入者証に記載しております。

## 健康・医療に関する相談サービス（24時間・年中無休）

### 健康・医療相談

医師または看護師が健康づくりや気になる身体の症状のご相談、疾患についてのご質問、受診時のアドバイスなどに電話でお応えします。

### 健康管理相談

医師または看護師が次のご相談に電話でお応えします。  
①栄養・食事面からの健康管理相談  
②薬に関するご相談（専門的な内容にはお応えできないことがあります。）

### 専門医相談

各種専門分野の提携医師による電話相談を看護師がお取次ぎします。（予約制となります。）

### 健康チェックサポート

#### 人間ドックのご紹介

全国の間ドック実施機関のご紹介・ご予約を承ります。一部医療機関では、優待割引の制度もあります。（ご紹介後の費用はお客様のご負担となります。）

#### 郵便健診のご紹介

専門スタッフが郵便健診（郵送により健診を受けることができるサービスです。）のご紹介を承ります。（ご紹介後の費用はお客様のご負担となります。）

#### 健診結果相談

医師または看護師が法定健診や人間ドック、郵便健診などの健診結果に関するご相談に電話でお応えします。

### 医療機関情報提供

看護師が電話で次の情報をご提供します。  
①緊急時の医療機関情報（夜間休日の救急医療機関、出張先・旅先での最寄りの医療機関情報）  
②地域の専門医療機関情報  
③女性医師情報  
④高度医療機器による検査・診察を受けることができる医療機関の情報  
⑤転院・患者移送を行う事業者の利用相談および手配のために必要な情報

## メンタルヘルスに関するサービス

### メンタルヘルス相談

メンタルに関するさまざまなご相談に対して臨床心理士などによる個別の電話カウンセリングをご提供します。  
※ご利用は平日の9:30～19:00または土曜日の11:00～18:00となります。（日曜日、祝日、12/29～1/4を除きます。）

### メンタルITサポート

専用ホームページ\*にてストレスチェックを受けることができます。  
\*ホームページアドレスはご加入後にお届けする加入者証に記載しています。

## 育児・介護に関する相談サービス（24時間・年中無休）

### 育児相談

医師または看護師がお子様の健康に関する悩みやご相談に電話でお応えします。

### 介護相談

医師または看護師が認知症や介護についての悩みやご相談に電話でお応えします。また、地域の介護施設や福祉サービスの情報をご提供します。

## 法律・税務相談、公的給付相談サービス（24時間・年中無休）

### 法律・税務相談

提携弁護士による法律に関する電話相談、提携税理士による税金に関する電話相談をお取次ぎします。（予約制となります。）  
※提携弁護士・提携税理士は正式な委任をお受けすることはできません。

### 公的給付相談

公的給付に関する提携社会保険労務士による電話相談をお取次ぎします。（予約制となります。）

※上記のサービスは、損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス㈱にサービスの運営実施を委託しています。  
※地震・噴火などの災害時には、本サービスをご利用いただけないことがあります。  
※記載のサービスは2013年7月現在のものです。サービス内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

## <加入依頼票記載例>

### 普通傷害保険加入依頼票

（ご注意）※またはそのある事項のご注意事項は裏面をご覧ください。

団体名

〒999 東京都 西東京  
フリガナ：ニッポン コウタロウ  
加入日：H33年6月11日

ニッポン コウタロウ  
T S H 33年6月11日 55

料理人、飲食店従業員、専業主婦、学生、無職の方は「A」職

A型または B1～B5型

コウア ハナコ  
T S H 33年5月25日

A型または B1～B5型

料理人、飲食店従業員、専業主婦、学生、無職の方は「A」職

記入不要

### 交通事故傷害保険加入依頼票

（ご注意）※またはそのある事項のご注意事項は裏面をご覧ください。

団体名

〒999 東京都 西東京  
フリガナ：ニッポン コウタロウ  
加入日：H33年6月11日

ニッポン コウタロウ  
T S H 33年6月11日 55

「A」型

記入不要

## <所属部課コード欄の使用方法について>

- ①加入依頼票の「所属部課コード」欄の部コードに下記コードのご記入をお願いします。（例）東京都…009
- ②加入依頼票の「所属部課名」欄の部名に右記都道府県名のご記入をお願いします。
- ③「課コード」「課名」の欄はご記入不要です。

都道府県	部コード	都道府県	部コード	都道府県	部コード	都道府県	部コード
北海道	001	神奈川県	011	大阪府	021	香川県	031
岩手県	002	長野県	012	兵庫県	022	愛媛県	032
秋田県	003	新潟県	013	京都府	023	福岡県	033
山形県	004	富山県	014	奈良県	024	佐賀県	034
福島県	005	石川県	015	和歌山県	025	長崎県	035
群馬県	006	福井県	016	岡山県	026	熊本県	036
栃木県	007	岐阜県	017	広島県	027	大分県	037
埼玉県	008	静岡県	018	山口県	028	宮崎県	038
東京都	009	愛知県	019	鳥取県	029	鹿児島県	039
千葉県	010	三重県	020	島根県	030	沖縄県	040
						全飲連	041

# 団体傷害保険 契約概要のご説明

- ◇この書面は傷害保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入の前に加入依頼票付属の「団体傷害保険注意喚起情報のご説明（保険のご加入に際して、お客様に特にご注意いただきたい情報を記載した書面）」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。
- ◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。
- ◇ご加入の際には、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に係る事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

## ◎商品の仕組みおよび補償内容など

### 1 商品の仕組み

この保険はさまざまな偶然な事故により、被保険者がケガをされたときに保険金をお支払いします。補償の対象となる事故および被保険者の範囲につきましては、このパンフレットの中間にてご確認ください。

### 2 補償内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合	
<b>死亡保険金</b>	補償の対象となる事故*1によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。	<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ</li> <li>●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ</li> <li>●地震、噴火、津波によるケガ（普通傷害B型はお支払いします。）</li> <li>●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ</li> <li>●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</li> <li>●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技（競技場における競技に準じる行為を含みます。）、競争、興行、試運転をしている間のケガ</li> </ul> <p>&lt;交通事故傷害保険固有&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職務としての荷役作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃に直接起因するケガ</li> </ul> <p>&lt;普通傷害保険固有&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険なスポーツ（ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど）を行っている間のケガ</li> </ul>	
<b>後遺障害保険金</b>	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%*2をお支払いします。		
<b>入院保険金</b>	補償の対象となる事故*1によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。		
<b>手術保険金</b>	<p>補償の対象となる事故*1によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。</p> <p>(1) 対象となる手術</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術は対象なりません。</li> <li>②先進医療*3に該当する手術。ただし、治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すものに限りします。</li> </ol> <p>(2) お支払いする手術保険金の額</p> <table border="1"> <tr> <td>①入院中*4に受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）</td> </tr> <tr> <td>②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</td> </tr> </table> <p>*1 事故に基づくケガに対して(2)①および②の手術を受けた場合は(2)①の算式により算出した額とします。</p>		①入院中*4に受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）
①入院中*4に受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）			
②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）			
<b>通院保険金</b>	<p>補償の対象となる事故*1によってケガをされ、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など）を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象なりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院</p> <p>【ご注意】 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。</p>		

\*1 「補償の対象となる事故」は保険種類によって異なりますので、詳しくはこのパンフレットの中間にてご確認ください。

\*2 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。

\*3 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoyokikan.html>)

\*4 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために入院している間をいいます。

\*1 これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。

\*2 死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

\*3 ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 3 セットできる特約

天災危険補償特約（地震・噴火・津波によるケガを補償します。）をセットできます。（普通傷害B型にセットされています。）

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
<b>日常生活賠償責任保険金</b> (日常生活賠償責任補償特約) (普通傷害B型のみ)	日本国内において、日常生活上の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき日常生活賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。（賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意による事故</li> <li>●地震、噴火、津波による事故</li> <li>●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故</li> <li>●職務遂行に直接起因する事故</li> <li>●同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>●他人から預かったり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任</li> <li>●自動車（ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。）、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故など</li> </ul>
<p>&lt;賠償事故の示談交渉について&gt;</p> <p>日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる日本国内において発生した賠償責任の場合、被保険者および被害者の方の同意が得られれば、日本興亜損保が示談交渉（被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続き）をお引き受けし、事故の解決にあたります。ただし、賠償責任額が明らかに日常生活賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。</p>		

### 4 ご契約期間（保険期間）

ご契約期間（保険期間）は、このパンフレットにてご確認ください。

### 5 ご契約金額（引受条件）

1口あたりのご契約金額は、このパンフレットの中間にてご確認ください。また、加入口数は交通事故傷害保険と普通傷害保険A型は、交通事故傷害保険と普通傷害保険A型をあわせて被保険者おひとりにつき10口が限度となります。ただし普通傷害B型は1口のみのご加入となります。

## ◎保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

## ◎解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金

- ・解約（団体保険契約からの脱退）される場合は、下記のお問合せ先にご連絡ください。
- ・解約に際しては、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきますことがあります。
- ・この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## ◎事故が発生した場合のお手続きなど

○万一事故にあわれたときは、事故の状況、ケガの程度などを所属の組合または取扱代理店または日本興亜損保事故受付センターへただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけない場合は、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

日本興亜損保事故受付センター 0120-250-119 [受付時間: 24時間×365日]

- 事故のご連絡をいただいた場合には、所属の組合、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。
- 日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 賠償責任を補償するプランにご加入の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金請求権につきましては時効3年がありますのでご注意ください。

事故発生の場合は、所属の組合にご連絡していただきますが、不明点などにつきましては下記へご連絡いただいてもアドバイスさせていただきます。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会  
〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館5階  
TEL:03-5402-8630 FAX:03-5402-8629

## ●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

（おかけまちがいにご注意ください。）

〈お客様サポート室〉

0120-919-498

受付時間：平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00（12/31~1/3を除きます。）

## ●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

（おかけまちがいにご注意ください。）

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

〈一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〉

0570-022-808 [ナビダイヤル]

受付時間：平日の9:15~17:00（土日、祝日、12/30~1/4を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

- 本共済制度は全飲連が契約者となり引受保険会社である日本興亜損保と提携して運営する「交通事故傷害保険」「普通傷害保険」を利用した制度です。
- このパンフレットは「交通事故傷害保険」「普通傷害保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 加入依頼人は、組合員の皆様に限ります。また、被保険者ご本人（保険の補償を受けられる方で加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載される方）は全飲連の組合員個人の皆様およびそのご家族\*<sup>2</sup>に限ります。  
\* 2 組合員の皆様の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟および組合員の皆様と同居しているご親族をいいます。
- 退会などにより加入依頼人または被保険者ご本人がご加入いただける方の範囲外となった場合は、必ず取扱代理店にご連絡ください。

#### 引受保険会社



NIPPONKOA  
INSURANCE

## 日本興亜損害保険株式会社 公務部 医療・福祉法人課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL: 03-3593-6247 FAX: 03-3593-5369

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

お申込み・お問合せは下記取扱代理店まで

## 株式会社 日本橋保険センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-4-6 松田ビル6F

TEL: 03-3639-8844 FAX: 03-3639-0580

受付時間: 平日の9:00~18:00 (土日、祝日、12/29~1/4を除きます。)